別記１

入　札　保　証　金

（入札保証金）

第１　競争加入者は、入札書の提出期限までに、その者の見積もる契約金額の１００分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第２　第１に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区分	種　　類	価　　値
ア	国債	債券金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
ウ	資金運用部資金法第７条第１項第９号に規定する金融債	同上
エ	日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第１条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	同上
オ	地方債	債券金額
カ	理事が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
キ	銀行又は理事が確実と認める金融機融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は理事が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは、裏書をした手形	手形金額（当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
ケ	銀行又は理事が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	銀行又は理事が確実と認める金融機関の保証	保証金額

（入札保証金等の納付）

第３　競争加入者は、入札保証金を別紙第１号様式の入札保証金納付書に添えて、浜松医科大学会計課出納係長に提出しなければならない。

第４　競争加入者は、入札保証金として提供する担保が国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を別紙第２号様式の入札保証金納付書に添付して、浜松医科大学会計課出納係長に提出しなければならない。

第５　競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第２のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は理事が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を別紙第２号様式の入札保証金納付書に添付して、会計課出納係長に提出しなければならない。

第６　競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第２のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を別紙第２号様式の入札保証金納付書に添付して、会計課出納係長に提出しなければならない。

第７　競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第４、第５及び第６に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を別紙第２号様式の入札保証金納付書に添付して、会計課出納係長に提出しなければならない。

第８　競争加入者は、第３から第７までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封書に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は称号）を明記するものとする。

第９　競争加入者は、保険会社との間に浜松医科大学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を別紙第３号様式の入札保証保険証書提出書に添えて会計課出納係長に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第10　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取り交わした後にこれを還付するものとする。

（入札保証金の帰属）

第11　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、浜松医科大学に帰属するものとする。

以上、入札保証金については全額免除とする。

別記２

契　約　保　証　金

（契約保証金）

第１　契約の相手方は、指定の期日までに契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

（契約保証金の納付等）

第２　契約の相手方は、契約保証金を別紙第４号様式の契約保証金納付書に添えて、浜松医科大学に納付しなければならない。

第３　契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用し、別記１の入札保証金の第４から第７までに規定する「別紙第２号様式の入札保証金納付書」を「別紙第５号様式の契約保証金納付書」と読み替えるものとする。

第４　契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、提出しなければならない。

第５　契約の相手方は、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を別紙第６号様式の履行保証保険証書提出書に添えて提出しなければならない。

第６　落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期となるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、浜松医科大学がこれらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

（契約保証金の浜松医科大学への帰属）

第７　落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、浜松医科大学に帰属するものとする。

（契約保証金等の還付）

第８　契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

第４号様式

契　約　保　証　金　納　付　書

１　納付額　　金　　円也

ただし、現金又は小切手であることを明示し、小切手のときは小切手番号及び振出金融機関名を記載すること。

２　請負件名

浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務　　一式

現　金

上記清掃業務の契約保証金として、上記　　を納付します。

小切手

この契約保証金は、上記契約上の義務を履行しないときは、浜松医科大学に帰属するものであることを了承しました。

令和　　年　　月　　日

浜　松　医　科　大　学　　御中

競争加入者

住所

氏名　　印

上記の契約保証金は、適正額であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

契約担当職員

第５号様式

契　約　保　証　金　納　付　書

有価証券等の種類
有価証券等の額面金額の種類ごとの枚数
納付額　　金　　円也
（額面総額、又は質権設定金額その他の担保の種類に応じた金額）
請負件名
浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務　　一式

上記清掃業務の契約保証金として、上記金員を納付します。

この契約保証金は、上記契約上の義務を履行しないときは、浜松医科大学に帰属するものであることを了承しました。

令和　　年　　月　　日

浜　松　医　科　大　学　　御中

競争加入者
住所

氏名　　印

上記の契約保証金は、適正額であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

契約担当職員

第６号様式

履　行　保　証　保　険　証　書　提　出　書

保険証書の名称
記　号　番　号
保　険　金　額　　金　　円也
請　負　件　名　　浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務　　一式

上記清掃業務の契約保証金に代わる担保として、上記保険証書を提出します。

令和　　年　　月　　日

浜　松　医　科　大　学　　御中

競争加入者
住所

氏名　　印

上記の保険金額は、適正額であることを証明する。

令和　　年　　月　　日

契約担当職員